

居住用住宅の火災等の被害に遭われた方へ

この度の被災に際しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りいたします。

本書は、火災等の被害に遭われた方に必要となる手続き等について相談の多い事柄をまとめたものですので、参考にご覧いただければ幸いに存じます。

なお、り災後の全ての手続きを記載したものではありません事をご承知おきください。

手続き内容の詳細等については、記載の問合せ先にてご確認ください。

令和 5 年 3 月 23 日 作成

令和7年5月8日 更新

南 陽 市

南陽市総合防災課

0238-40-0264・0238-40-0267

1 被災された方への各種支援

項 目	内 容	問合せ先
災害見舞金 (南陽市)	水火災、その他災害により住宅及び家財等の半分程度以上等の損害をうけた場合に、1 万円以内の災害見舞金を支給します。見舞金は被害の程度によって変わります。	総合防災課消防防災係 0238-40-0264 0238-40-0267
災害見舞金及び弔慰金 (日本赤十字社)	災害(故意又は重大な過失によるものであっても、世帯の構成人が複数いる場合は、交付の対象とする。)により、住家が全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。見舞金は、被害の程度によって異なります。 また、災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により亡くなられた場合は、その遺族に対して、亡くなられた方 1 人につき 2 万円の災害弔慰金を支給します。	福祉課地域福祉係 0238-40-1639 (日本赤十字社 南陽市地区)
災害救援物資	災害により住家が全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊、半流失、半埋没、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、日本赤十字社の災害救援物資(毛布、緊急セット(日用品))を支給します。	福祉課地域福祉係 0238-40-1639 (日本赤十字社 南陽市地区)
市営住宅への特定入居	災害(故意又は重大な過失により発生したものを除く。)により住宅が滅失した方は、市営住宅の公募を行わず入居することができます。 ただし、市営住宅条例で定める条件を満たす必要があります。	建設課建築住宅係 0238-40-8396
り災証明書の発行 (火災の場合)	火災保険の請求や税金の減免等で必要となるり災証明書を発行します。	南陽消防署 0238-40-3500
り災証明書の発行 (自然災害の場合)	地震や水害等で住宅が損害を受けてしまった場合、保険金の請求や税金の減免等で必要となるり災証明書を発行します。 (保険金請求の場合、手数料がかかることがあります。)	総合防災課消防防災係 0238-40-0264 0238-40-0267

2 各種書類等の(再)発行手続きについて

項 目	内 容	問合せ先
印鑑登録	印鑑登録証または登録印のいずれかを紛失・焼失した場合は、それまでの印鑑登録を廃止し、申請に基づき改めて印鑑の登録を行います。	市民課市民係 0238-40-8254
マイナンバー(個人番号)カード	マイナンバー(個人番号)カードを紛失・焼失した場合は、再交付を行います。	市民課市民係 0238-40-8254
特別永住者証明書	特別永住者証明書を紛失・焼失した場合は、申請に基づき再交付を行います。	市民課市民係 0238-40-8254
健康保険証 (資格確認書)	○国民健康保険資格確認書・後期高齢者医療保険資格確認書 申請に基づき、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、写真付きの身分証明書など)の提示により再発行を行います。 汚損・破損の場合はその保険証(資格確認書)をご持参ください。 ○健康保険・共済組合・その他の被用者保険 勤務先の担当者にお問い合わせください。	すこやか子育て課 国保医療係 0238-40-1692
年金手帳及び年金証書	○年金手帳は再発行できません。(令和4年3月末で廃止) 《国民年金加入の方》 ⇒市役所で年金手帳の代わりに基礎年金番号通知書の再交付申請ができます。 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)が必要です。 《厚生年金・共済年金加入の方》 ⇒勤務先を通じて基礎年金番号通知書の再交付手続きを行ってください。 ○年金証書 年金事務所に申請してください。	市民課市民係 0238-40-8254 米沢年金事務所 0238-22-4220
障害者手帳	紛失・破損した場合は、再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。	福祉課障がい福祉係 0238-27-1850
介護保険証 負担割合証 負担限度額認定証	紛失・破損した場合は、再交付申請書等を提出して再発行の手続きができます。本人確認証明(運転免許証や健康保険証など)の提示により再発行します。	福祉課介護管理係 0238-40-1645

項 目	内 容	問合せ先
母子健康手帳	申請に基づき、再交付を行います。	すこやか子育て課 すこやか係 0238-40-1691
妊婦健康診査受診票	申請に基づき、再交付を行います。	すこやか子育て課 すこやか係 0238-40-1691
運転免許証	申請に基づき、再交付を行います。 ①身分を確認できるもの(保険証、パスポート、通帳等) ②縦 3 cm×横 2.4 cmの 6 か月以内に撮影した写真 ③手数料 詳細については、南陽警察署または山形県総合交通安全センターにお問い合わせください。	南陽警察署 0238-50-0110 山形県 総合交通安全センター 023-655-2150

3 税・保険料・使用料・手数料の減免手続き等について

項 目	内 容	問合せ先
市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅や家財について損害を受けた場合、申請することにより減免を受けられる場合があります。	税務課市民税係 0238-40-0258
所得税、市民税の雑損控除	災害により住宅や家財について損害を受けた場合、所得税又は市民税の申告で雑損控除を受けられる場合があります。	米沢税務署 0238-22-6320 税務課市民税係 0238-40-0258
国民健康保険税・住民税の減免	災害により住宅や家財について損害を受けた場合、申請することにより減免を受けられる場合があります。	税務課市民税係 0238-40-0258
固定資産税の減免	災害により土地、家屋及び償却資産について損害を受けた場合、申請することにより減免を受けられる場合があります。	税務課資産税係 0238-40-0259
国民年金保険料の免除	損害の状況により、国民年金保険料の免除を申請できる場合があります。	米沢年金事務所 0238-22-4220
保育料、児童館使用料の減免	火災、風水害及び地震等により住居又は店舗棟が被害を受けたとき、減免を受けられる場合があります。	すこやか子育て課 こども施設係 0238-40-8872
水道料金の減免	災害により水が出続けていた場合、申請することにより、減免を受けられる場合があります。	上下水道課 0238-40-0854

項 目	内 容	問合せ先
市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予等	災害により納付が困難な時は、申請により納期限の延長や分割納付などを受けられる場合があります。	税務課収納係 0238-40-0263
廃棄物(ごみ)処理手数料の減免	火災等で生じた廃棄物(罹災した家屋の残材や粗大ごみ等)を置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターで処分する場合に、処分手数料が減免されることがあります。 減免対象や手続き方法などについては、事前にお問い合わせください。	市民課環境係 0238-40-8256

4 公共サービス関係手続きについて

項 目	内 容	問合せ先
電話(NTT の場合)	火災等に遭った旨を伝え、必要な手続きの詳細についてお問合せください。 NTT 以外の場合は、契約されている業者にお問い合わせください。	NTT 電話 116 携帯電話等からは 0120-116-116
ガス	プロパンガスについては、各自契約している販売店にお問い合わせください。	
電気	ご利用の電力会社にご連絡ください。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼してください。	
郵便局	お近くの郵便局の窓口に移居届を出しておくだけで、1 年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送できます。	

5 その他手続きについて

項 目	内 容	問合せ先
住民登録	住居を変更し、長期間居住する場合は、届出に基づき住民票の異動を行います。	市民課市民係 0238-40-8254
学用品の援助等	市内の小中学校に在籍する児童生徒が、居住している住宅の災害により就学に必要な学用品を滅失した場合は、学用品セット(全焼等の場合)やランドセルの支給を受けられる場合があります。 ○学用品セット問合せ先 福祉課地域福祉係 ○ランドセル問合せ先 学校教育課学事係	福祉課地域福祉係 0238-40-1639 (日本赤十字社南陽市地区) 学校教育課学事係 0238-40-8453